

重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）

引受保険会社：エイチ・エス損害保険株式会社

この説明書では、HIS web セット保険（国内旅行総合保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入手続を行ってください。

ご加入者（ご加入手続をされる方）と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合には、この説明書に記載の事項を被保険者の方全員に必ずご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客さまにとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご加入に関するすべての内容を記載していません。詳細については普通保険約款・特約（https://www.hs-sonpo.co.jp/web/conditions.html#kokuryo_yakkan）をご確認ください。また、ご不明な点については、エイチ・エス損保までお問合せください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。

普通保険約款	基本となる補償内容と契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいいます。
保険金	この保険により補償される事由が生じた場合に、エイチ・エス損保がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	この保険により補償される事由が生じた場合に、エイチ・エス損保がお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
免責金額 （自己負担額）	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 （注）他の保険契約または共済契約とは、国内旅行傷害保険（クレジットカードに付帯される国内旅行傷害保険を除きます。）、普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、家族傷害保険または傷害を補償する共済契約などをいい、生命保険は含みません。
日本国内旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、国内旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に到着するまでの旅行行程中をいいます。

I. ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み 契約概要

（1）HIS web セット保険（国内旅行総合保険）は、日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをした場合などに保険金をお支払いします。

この保険は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約および次の特約をセットしたものです。

賠償責任危険補償特約（国内旅行傷害保険用）	すべての契約にセットされます。
救援者費用等補償特約（国内旅行傷害保険用）	
包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	
携行品損害補償特約（国内旅行傷害保険用）	国内バスツアー（注）にお申込みいただいた場合にセットされる特約で、加入者証に保険金額が表示されます。

（注）「国内バスツアー」とは、株式会社エイチ・アイ・エスの国内バスツアー予約サイト（<https://bus-tour.his-j.com/>）で取り扱う旅行をいいます。

(2) この保険は、下記の者を契約者、取扱代理店、引受保険会社とする包括契約です。

契約者	株式会社エイチ・アイ・エス
取扱代理店	株式会社エイチ・アイ・エス
引受保険会社	エイチ・エス損害保険株式会社

2. 補償内容 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ⇒死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金を差し引いた額をお支払いします。	【共通】 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○被保険者の無免許運転、酒気帯び運転、または麻薬、指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故
後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合 ⇒後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。	○脳疾患、疾病または心神喪失 ○妊娠、出産、早産または流産 ○戦争、革命などの事変 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○放射能汚染
入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合 ⇒入院の日数に対して 1 日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院に限ります。また入院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをしても入院保険金は重複してはお支払いできません。	○むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの ○スカイダイビング、山岳登山などの危険な運動等(☆)を行っている間に生じた事故 …など
手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、その治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において約款所定の手術を受けた場合 ⇒入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の 10 倍、入院中以外に受けた手術の場合は入院保険金日額の 5 倍をお支払いします。ただし、1 事故について事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限ります。	(☆) 山岳登山(♣1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(♣2) 操縦(♣3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(♣4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、オートバイ、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転
通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に通院(往診を含み、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。)した場合。通院をしない場合でも、約款所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を通院日数に含めます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から約款所定の部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 ⇒通院の日数に対して 1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院に限り 90 日を限度とします。 (注) 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをしても通院保険金は重複してはお支払いできません。	(♣1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが 5 m 以下であるボルダリングを除きます。 (♣2) グライダーおよび飛行船を除きます。
救援者費用等保険金	①日本国内旅行中に搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合 ②日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などにより確認された場合 ③日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡または継続して 14 日以上入院した場合	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	⇒保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用をお支払いします。ただし、救援者費用等保険金額をもって保険期間中の支払の限度とします。 ・ 捜索救助費用 ・ 現地までの往復運賃（1往復分の運賃で救援者2名分限度）（※1） ・ 現地での宿泊料（救援者2名分かつ1名について14日分限度）（※2） ・ 現地からの移送費用 ・ 諸雑費（交通費（※3）、通信費、遺体処理費等合計で3万円限度） （※1）運賃が1台あたりの料金で定められている場合は、救援者2名までが負担すべき費用に限りします。（救援者が2名を超えた場合は、1台あたりの料金を人数で均等割し、2名分をお支払いします。） （※2）宿泊料が1室あたりの料金で定められている場合は、救援者2名までが負担すべき費用に限りします。（救援者が2名を超えた場合は、1室あたりの料金を人数で均等割し、2名分をお支払いします。） （※3）交通費が1台あたりの料金で定められている場合、救援者または被保険者とそれ以外の方が同乗したときは、運賃を乗車した人数で均等割し、救援者または被保険者の分をお支払いします。 （注）他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	（※3）職務として操縦する場合を除きます。 （※4）モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。
賠償責任保険金	日本国内旅行中に誤って他人にケガを負わせたり、他人の物を壊すなどして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 ⇒1回の事故について、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、エイチ・エス損保の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。 （注1）賠償金額の決定には、事前にエイチ・エス損保の承認を必要とします。 （注2）他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	○保険契約者または被保険者の故意 ○職業上の行為に関する損害賠償責任 ○受託物に対する損害賠償責任（宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。） ○航空機、船舶（水上オートバイを含みます。）、車両（ゴルフカート、レンタカーを含みます。）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・・・など
携行品損害保険金（★） 国内バスツアーのみ対象	日本国内旅行中に携行品（通貨・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラなど）が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 （注）携行品には、有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、船舶、自動車、山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯等を含みません。 ⇒携行品1個（1点、1組または1対）あたり10万円（乗車券・通貨等の場合は5万円）を限度として、時価額または修理可能な場合は修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払の限度とします。また、損害の防止または軽減に要した費用、損害賠償請求権の保全手続費用についてもお支払いすることができます。 （注1）1回の事故ごとに3,000円（自己負担額）をご自身で負担する必要があります。 （注2）他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の無免許運転、酒気帯び運転、または麻薬、指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、革命などの事変 ○放射能汚染 ○携行品の置き忘れ、紛失 ○携行品の欠陥または自然の消耗、性質による変質・変色 ○単なる外観の損傷 ○差し押え、没収等の公権力の行使（火災消防または避難処置としてなされた場合は支払の対象となります。） ○被保険者が所有していない物

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない 主な場合
		(会社所有のパソコン等)の損害 …など

3. 補償重複 **注意喚起情報**

補償内容が同種の保険契約を既に締結している場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご加入の可否をご判断いただいたうえでご加入ください。

4. 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額については、ご加入画面にてご確認ください。
ご不明な点は、エイチ・エス損保までお問合せください。

5. 保険期間（保険のご加入期間）および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

被保険者（保険の対象となる方）が国内旅行の目的をもってご自宅を出発した時または保険始期日の午前0時のいずれか遅い時から、ご自宅に帰着した時または保険期間最終日の午後12時（24時）のいずれか早い時まで補償されます。お客さまの実際の旅行行程に関わらず保険期間は最長で30日までとなります。

（注）保険期間は旅行情報にあわせて自動設定しているため、お客さまの実際の旅行行程のすべてを補償するものではありません。自動設定された保険始期日より早い日程でご自宅を出発する場合などは、HIS オンライン予約センター（国内旅行）までご相談ください。

6. 引受条件 **契約概要** **注意喚起情報**

- ① ご加入者（ご加入手続をされる方）は個人の方に限ります。（企業等の法人名義ではご加入いただけません。）
 - ② 被保険者（保険の対象となる方）は、77歳未満の方（出発日時点の満年齢）に限ります。（注）
- （注）株式会社エイチ・アイ・エスの国内バスツアー予約サイト（<https://bus-tour.his-j.com/>）で取り扱う旅行（国内バスツアー）に参加される方は、年齢の制限がありません。

7. 保険料 **契約概要**

保険にご加入いただくお客さまは、ご加入画面で表示される保険料の金額を、株式会社エイチ・アイ・エスにお支払いいただきます。株式会社エイチ・アイ・エスは、お客さまからお支払いいただいた金額を保険料としてエイチ・エス損保に支払います。

8. 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料はHISのwebサイトにて申し込まれた旅行代金と一緒にご加入者（ご加入手続をされる方）であるお客さまに請求させていただきます。

9. 満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

II. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務 注意喚起情報

ご加入者（ご加入手続をされる方）または被保険者（保険の対象となる方）には、ご加入時に次の告知事項（注）について、事実を正確に告知いただく義務があります。ご加入の際、被保険者（保険の対象となる方）全員について、正確にご回答ください。なお、下記の告知事項②～④に該当しない場合は、ご加入いただけます。

（注）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、ご加入時に質問事項としてエイチ・エス損保が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

この保険における告知事項は、次のとおりです。

- | | |
|-------------|---|
| ① 年齢 | 出発日時点の満年齢 |
| ② 居住地・アクセス元 | ご加入時点で日本国内に住んでいて、日本国内から Web サイトにアクセスしている。 |
| ③ 過去の請求事故等 | 過去3年間に、ケガによる傷害保険金を請求または受領したことがない。 |
| ④ 他の保険契約等 | 同種の危険を補償する他の保険契約等（注）の傷害死亡保険金額の合計が5,000万円を超えていない。また、ご加入者（ご加入手続をされる方）以外の被保険者（保険の対象となる方）の傷害死亡保険金額の合計は1,000万円を超えていない。 |

（注）「他の保険契約等」とは、国内旅行傷害保険（クレジットカードに付帯される国内旅行傷害保険を除きます。）、普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、家族傷害保険または傷害を補償する共済契約などをいい、生命保険は含みません。

ご注意！ 告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、ご加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2. ご加入手続の完了 注意喚起情報

「予約詳細」画面の「保険加入の選択」欄で「加入する」ボタンを押し、「ご予約完了」の画面が表示された時点でご加入手続は完了します。

3. ご加入手続完了の証明書 注意喚起情報

保険のご加入手続が完了した場合には、「HIS web セット保険 ご加入手続完了のご案内」メールが届きます。メールでご案内する「ご加入者様専用ページ」から保険加入者証を確認・印刷することができます。なお、HIS web セット保険では保険証券を発行していません。

4. クーリングオフ（ご加入の撤回等について） 注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下となるため、クーリングオフの対象外となります。

5. 死亡保険金受取人の指定 注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

III. ご加入後におけるご注意事項

1. 住所または通知先を変更される場合

住所または通知先を変更される場合は、HIS オンライン予約センター（国内旅行）までご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

2. 旅行行程または旅行先を変更される場合 注意喚起情報

旅行行程または旅行先を変更される場合は、HIS オンライン予約センター（国内旅行）へご連絡ください。

3. 解約と解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご加入の解約をご希望の場合は、HIS オンライン予約センター（国内旅行）までお問合せください。
なお、解約に際しては、ご加入内容、解約時の条件により、未経過期間に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

IV. その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店はエイチ・エス損保との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っています。

2. 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、エイチ・エス損保も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

エイチ・エス損保は、お客さまの個人情報をプライバシーポリシー（個人情報保護宣言 <https://www.hs-sonpo.co.jp/privacy/>）に則り、以下のとおり適切に取り扱います。

○個人情報の利用

- （1）エイチ・エス損保は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- （2）エイチ・エス損保は、取得した個人情報をホームページ等により公表された目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。
- （3）利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げるものを除き、ご本人の同意を得るものとします。
- （4）エイチ・エス損保は、センシティブ情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

○個人情報の提供

エイチ・エス損保は、エイチ・エス損保の業務遂行上必要な範囲内で、国内外の業務委託先（保険代理店を含みます。）に個人データを提供することがあります。

○契約等の情報交換について

保険契約の締結および保険金支払の健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等との間で登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

エイチ・エス損保の再保険業務の履行のため国内外の再保険引受会社に提供することがあります。

○法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律およびその他法令等に基づき外部へ提供することがあります。

4. 重大事由による解除等

次の事由がある場合は、保険金をお支払いできないことやご加入を解除することがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的として事故等を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ② 詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 以下の暴力団等反社会的勢力に該当すると認められる場合または密接に関与していると認められる場合
 - ・暴力団・暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）
 - ・暴力団準構成員
 - ・暴力団関係企業その他の反社会的勢力

- ④ 複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合
- ⑤ 上記のほか、①から④と同程度にエイチ・エス損保の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5. 通信トラブル等による責任

株式会社エイチ・アイ・エスおよびエイチ・エス損保の責によらない通信手段、端末障害等により、保険のご加入手続が遅延もしくは不能となったために生じた損害または通信経路での盗聴等により、ご加入情報、保険料支払情報等が漏洩したために生じた損害については、株式会社エイチ・アイ・エスおよびエイチ・エス損保は責任を負いません。

6. 事故が起こった場合

- (1) まずは事故（損害）の連絡をしてください。

この保険の対象となる事故（損害）が発生した場合には、まずはエイチ・エス損保のホームページ「保険金請求（<https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/>）」記載の保険金請求の流れをご確認いただいたうえで、ケガの状況や事故（損害）の内容等について、30 日以内にご連絡ください。

ご注意！ 正当な理由がなくご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

賠償事故が発生した場合で、被害者（相手側）との間で賠償額を決定（示談）するときは、必ず事前にご連絡ください。

ご注意！ エイチ・エス損保の承認のない賠償額の決定（示談）をした場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- (2) 保険金請求の手続について

保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める書類のほか、エイチ・エス損保のホームページ「保険金請求（<https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/>）」に記載の書類等をご提出いただきます。

- (3) 保険金の支払時期について

被保険者または保険金受取人が保険金請求の手続を完了した日（請求完了日）からその日を含めて 30 日以内に保険金をお支払いします。

ご注意！ 特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払いするまでの期間を延長することがあります。（この場合には被保険者等にあらかじめ通知します。）

- (4) 時効について

保険金請求権については時効（3 年）があります。保険金請求権の時効の起算点は、補償項目によって異なります。例えば、死亡保険金の場合は、被保険者が死亡した時が時効の起算点となります。

- (5) 代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者本人が保険金を請求できない事情がある場合等、特別な事情がある場合に、代理人による保険金の請求ができる制度です。詳しくはエイチ・エス損保までお問合せください。

7. その他

- (1) ご加入いただける期間

ご出発日の 6 か月前から前日までご加入いただけます。

- (2) 通信環境

電波（通信状況）の安定した場所にてご利用ください。通信状況により、保険のご加入手続完了画面以前に接続が切れてしまった場合は、ご加入手続が完了していませんので最初からやり直してください。

- (3) 通信料金

インターネット接続時の通信料（パケット通信料を含みます。）は、ご加入者（ご加入手続をされる方）のご負担となります。

8. ご加入内容確認事項（意向確認事項）

この保険は、国内旅行行程中のケガ等を補償します。ご加入にあたり、ご加入内容がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入手続をされるうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認のうえご加入ください。

- (1) 次の補償内容等について、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ① 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ② 被保険者の範囲

- ③ 保険金額
- ④ 保険期間（お申込みの旅行にあわせて自動的に設定されます。）
- ⑤ 保険料、保険料払込方法、契約者配当金制度がないこと。
保険金額や保険料等、お客さまのご意向に沿わない場合はエイチ・エス損保までお問合せください。

(2) 被保険者の『年齢（出発日時時点の年齢）』『性別』『他の保険契約等』等について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

窓口一覧	
保険料のご入金・取消・解約・延長などのお手続について HIS オンライン予約センター（国内旅行） 電話番号・営業時間は、下記サイトにてご確認ください。 HIS ホームページ（URL： https://www.his-j.com/support/contact/ ）	
保険金のご請求、ご契約のご相談、エイチ・エス損保へのご意見 エイチ・エス損害保険株式会社	 各種お問合せ先はこちらからご確認ください。 https://www.hs-sonpo.co.jp/contact/

指定紛争解決機関	注意喚起情報
エイチ・エス損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。エイチ・エス損保との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター 電話番号 03-4332-5241（全国共通） 受付時間：9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます。） 詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（ https://www.sonpo.or.jp/ ）	

LCD26-027 UWTP-680-2604